

第四百七十七回
国会

参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第五号

平成十二年四月二十八日(金曜日)
午前十時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 立木 洋君
理事 鴻池 祥肇君
末広まきこ君
笹野 貞子君
福本 潤一君

委員 海老原義彦君
鎌田 要人君
月原 茂皓君
中川 義雄君
橋本 聖子君
森田 次夫君
山内 俊夫君
郡司 彰君
奥石 東君
風間 昶君
小泉 親司君
照屋 寛徳君
田村 秀昭君
堂本 曉子君

国務大臣 国務大臣
(沖繩開発庁長官) 青木 幹雄君

政務次官 沖繩開発政務次官 白保 台一君

事務局側 第一特別調査室 鳴谷 潤君

本日の会議に付した案件
○沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(立木洋君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。青木沖繩開発庁長官。

○国務大臣(青木幹雄君) ただいま議題となりました沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖繩振興開発金融公庫は、昭和四十七年に設立されて以来、日本政策投資銀行を初め本土の六つの政策金融機関が行っているそれぞれの業務を一元的に行う総合公庫として、沖繩における経済の振興と社会の開発に金融面から寄与してまいりました。

そうした中で、最近の金融の自由化の進展を初め、金融市場をめぐる環境が大きく変化してきていることから、こうした状況に適切に対応し、今後の沖繩の振興開発を一層進めていくためには、沖繩振興開発金融公庫の業務範囲を拡大するとともに、同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の必要があり、今回のこの法律案を提案することとした次第であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、沖繩における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖繩振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を追加するとともに、設備資金以外の非設備事業資

金等にも資金供給ができるよう対象資金の範囲を拡大することとしたしております。

第二に、沖繩振興開発金融公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化し、資金の安定的な確保を図るため、沖繩振興開発金融公庫債券の発行を可能にするとともに、この債券に政府保証を付すことができることとしたしております。また、効率的な資金繰りを行うことを可能にするため、民間金融機関から短期借入金を行うことができることとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(立木洋君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十二分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」第三十四条を「第三十二

条・第三十三条」に、「第三十五条」を「第三十四

条」に改める。

第三条第二項中、「主務大臣の認可を受けて」を

削る。

第十二条の次に次の一条を加える。

(役員解任)

第十二条の二 主務大臣又は理事長は、それぞれ

その任命に係る役員が前条の規定により役員とな

ることができない者に該当するに至つたときは

は、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に

係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至

つたときは、その役員を解任することができる。

一 この法律、産業労働者住宅資金金融通法(昭

和二十八年法律第六十三号)若しくは自作農

維持資金金融通法(昭和三十年法律第六十五

号)又はこれらの法律に基づく命令に違反し

たとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受け

たとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができな

いとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、公庫の副理事長又は理事が第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、理事長に対しその役員の解任を命ずることができる。

第十三条に次のただし書を加える。

ただし、主務大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十八条の見出しを「(役員給与及び退職手当の支給の基準)」に改め、同条中「役員及び職員に對する」を「その役員の給与及び」に、「設けよう

するときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければ、(変更しようとする)を「変更した」に改める。

として主務大臣が定めるものに限る。又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金ハイ又は口に掲げる資金の返済に必要な資金(イ又は口に掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む)。

一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する)、当該取得の日から起算する)及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する)は、一年未満のものであつてはならない。

一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資を行うこと。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む)に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く)に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

一の三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る)を行うこと。

第十九条第三項中「(昭和二十八年法律第六十三号)及び(昭和三十年法律第六十五号)を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条第二項中「(昭和二十八年法律第六十三号)及び(昭和三十年法律第六十五号)を削り、「行なう」を「行う」に改める。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む)に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く)に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

この場合において、政令で定める法人に対し、政令で定める業務を委託しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

口 イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要資金(沖縄における産業の振興開発に特に寄与する資金

第二十条第二項及び第三項中、「主務大臣の認可を受けて」を削り、同条第四項中「第一項の規定による主務大臣の認可があつた場合には」を削り、

り、「当該認可に係るを」を「公庫が第一項の規定により当該金融機関に対し委託した」に改め、同条第五項中「(以下「受託金融機関」を「又は同項に規定する政令で定める法人(以下「受託金融機関等」に改める。

同条第七項中「(以下」に改め、公庫債券を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「又は信託会社」を、信託会社又は証券業者に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「主務大臣の認可を受けて」を「公庫債券」に、「銀行又は信託会社」を「本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「(財形住宅債券)を「公庫債券、財形住宅債券」に、「先だつて」を「先立って」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条第一項第三号の規定による貸付金(政令で定める貸付金に限る)に係る住宅、土地又は借地権を譲り受けることを希望する者」を「第十九条第一項第三号に掲げる者で同号の規定による貸付けを希望するものその他政令で定める者」に改め、「公庫の予算に定められた金額の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項中「公庫の予算に定められた金額の」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第二十二条第二項を次のように改める。

公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫債券(以下「公庫債券」という)を発行することができる。

2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第一項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十三条の規定により定めた短期借入金金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができ。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。

2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第一項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十三条の規定により定めた短期借入金金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができ。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。

2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第一項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十三条の規定により定めた短期借入金金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができ。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。

2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第一項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十三条の規定により定めた短期借入金金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができ。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。

口 イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要資金(沖縄における産業の振興開発に特に寄与する資金

第二十条第二項及び第三項中、「主務大臣の認可を受けて」を削り、同条第四項中「第一項の規定による主務大臣の認可があつた場合には」を削り、

2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第一項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十三条の規定により定めた短期借入金金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができ。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第二項の規定により発行する公庫債券に係る債務について、保証することができ、
第二十八條第一項第一号中「国債」の下に、「地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）」を加え、同項に次の二号を加える。
三 銀行への預金
四 前二号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法
第二十八條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
第三十一條第一項中「受託金融機関」を「第二十條第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関」に改める。
第三十三條を削る。
第三十四條中「受託金融機関」を「受託金融機関等」に改め、同条を第三十二條とする。
第六章中第三十五條の前に次の一條を加える。
(解散)
第三十四條 公庫の解散については、別に法律で定める。
第三十六條の見出しを、「(主務大臣等)」に改め、同条ただし書中「第三十四條第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 主務省令は、総理府令・大蔵省令とする。
第三十八條中「第三十四條第一項」を「第三十三條第一項」に、「受託金融機関」を「受託金融機関等」に改める。
第三十九條第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号中「第二十八條第二項」を「第二十八條第三項」に改める。
附則第五條の五第二項中「第二十六條第四項」を「第二十六條第六項」に改める。
附則第五條の六第二項中「民間都市開発の推進に関する特別措置法」の下に「昭和六十二年法律第六十二号」を加える。

附則第六條中「及び第一号の二」を「から第一号の三まで」に、「次の」を「必要な長期運転資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けに関する」に改め、同条後段及び各号を削り、同条に次のただし書を加える。
ただし、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）は、当該取得の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。
附則第六條に次の一項を加える。
2 前項に規定する業務が行われる場合においては、第十九條の二中「前条第一項第一号の規定」とあり、及び「同項第一号の規定」とあるのは「前条第一項第一号及び附則第六條第一項の規定」と、「同項第一号の二の規定」とあるのは「前条第一項第一号の二の規定」と、第三十九條第三号中「附則第五條」とあるのは「附則第五條若しくは第六條第一項」とする。

第七百一條の四十一第一項の表第九号中「第十九條第一項第一号」を「第十九條第一項第一号イ」に改める。
第四條 公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正
第四條 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第五條第二項第一号中「者からの借入金」の下に「（沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六條第二項の規定による短期借入金を除く。）」を加え、同項第二号中「中小企業債券」の下に「沖繩振興開発金融公庫債券」を加え、「又は中小企業債券」を「中小企業債券又は沖繩振興開発金融公庫債券」に改め、同条第三項中「沖繩振興開発金融公庫」にあつては「の」下に「沖繩振興開発金融公庫債券及び」を加える。
(里樹農業振興特別措置法の一部改正)
第五條 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第三十二條第二項及び第三十三條第二項」を「第三十二條第二項及び第三十三條第二項」に、「第三十二條第二項中「自作農維持資金融通法」を「第十二條第二項第一号中「自作農維持資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）」に、「第三十三條第二項第一号」を「第三十二條第二項」に改める。
(勤労者財産形成促進法の一部改正)
第六條 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。
第六條第一項第三号中「第二十七條第二項」を「第二十七條第四項」に改める。
第十一條中「又は第二項」を「又は第四項」に、「同法第二十七條第一項」を「同法第二十七條第三項」に改める。
(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)
第七條 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第九十條のうち、沖繩振興開発金融公庫法第三十六條の改正規定中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改め、「財務大臣」の下に「改め、同条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に」を加える。
(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正)
第八條 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。
附則第十八條のうち、沖繩振興開発金融公庫法附則第六條の次に次の一條を加える改正規定中附則第七條第一項に係る部分中、「主務大臣の認可を受けて」を削る。

平成十二年五月八日印刷

平成十二年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局